

第23期第40回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年7月6日(月曜日) 13:30～15:10

(2) 会議の場所 市役所庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫
第11番	近藤美喜男		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 2人

農業委員	第2番	石山敏夫
農業委員	第4番	岩崎紀生

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
事務局 次長	菅 仁 司	農 政 係 長	谷 口 恭 子
主 任	篠 原 清 子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係	令和2年度新居浜市農業委員会業務報告について
	第23期新居浜市農業委員会親睦会会計の精算について
	3年間を振り返って

◇

13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員15人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。ちょうど、梅雨の真ただ中で天候も悪く、毎日雨が降るといふこととございませう。今、梅雨前線の影響で九州地方、特に熊本、宮崎、鹿児島あたりは被害がおきております。新居浜市におきましても以前平成16年に被害があり、川が越水するといふことは新居浜市はないのですが、集中豪雨によって土砂災害の可能性はありますので、お互いに皆さん気を付けていきたいと思ひます。今日は、我々23期の最後の会とございませう。3年前に新しい制度で23期が始まりまして、今月の19日で任期が満了するといふこととございませう。いろいろ皆様方ご協力いただきまして誠にありがとうございました。また、24期として引き続いて農業委員、推進委員になられる方もおいでと思ひますが、また、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第40回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

農政関係は「令和2年度新居浜市農業委員会業務報告について」及び「第23期新居浜市農業委員会親睦会会計の精算について」「3年間を振り返って」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において小野 春雄委員と曾我部 英敏委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、伊藤 慎吾委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田5筆、畑3筆、面積6,485平方メートルでございます。2ページをお開きください。

申請は、105番の(1-1)さんから108番の(1-4)さんの4件でございます。

内訳といたしましては、期間、2年11カ月が1件、4年11カ月が2件、9年11カ月が1件、利用権の種類は、使用貸借4件、新規設定4件、となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、105番から108番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号18番から20番「農地の所有権移転について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第2番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第3号の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

議案第2号第2番は、船木字林之端、畑、1筆、1,209平方メートル、8ページをお開きください。

議案第3号第18番は、船木字檜之端、畑、1筆、面積747平方メートル、第19番は、船木字檜之端、畑、1筆、面積419平方メートル、第20番は、船木字上長野、田、2筆、面積1,312平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は昔、父親と柿生産をした経験があり、今回、譲受人が新規に営農を開始するにあたり、申請地を取得する及び借り受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われます。また、許可後は野菜及びいちじくの栽培を予定しています。

なお、6月23日に地元委員である高橋 眞次委員より、譲受人は耕作意欲があり、地域との調和も問題なく、本申請については許可相当である旨の報告書の提出がありました。議案第2号第2番及び議案第3号第18番から20番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、一括して高橋 眞次委員から報告をお願いします。

高橋(眞)委員

今、事務局から報告がありました通りでございまして、新規に営農を開始すると、土地も3反あり、農機具もトラクター1台、噴霧器1台、労働力は奥様と2人で、2人とも150日くらい農作業ができるそうです。今現在は、長野の方は田んぼでございまして。そこは、いちじくを植えるそうです。それと、檜之端の方は現在柿とみかんがあるのですが、それが枯れたらいちじくを植えるそうです。地域との調和要件も問題ありません。農業の意欲もござい

まして許可相当ということで報告をいたしました。ご審議をお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号2番及び議案第3号18番から20番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号18番から20番「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

菅事務局次長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第14番から第20番の7件でございますが、第18番から第20番までは、先ほど関連議案で説明いたしましたので、第14番から第17番までを説明いたします。6ページをお開きください。

第14番は、萩生岸ノ下、田、1筆、面積550㎡、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人は現在4反ほどの農地を所有しており、今回、譲受人が経営規模拡大のため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、譲受人の所有農地に隣接しており、これまで田として利用されていたが、宅地に転用された残地であり、境界などもはっきりしており、譲受人は、許可後も水田として利用する予定です。

第15番は、萩生字岸ノ下、田、1筆、面積1,100㎡、譲受人は(3-2)さんです。

申請地は、譲受人の事業所の隣接地であり、現在も施設利

用者の心身のリフレッシュ及びリハビリテーションを目的に耕作しており、今回、譲渡人が、県外に在住であり管理が困難なことから、申請地を譲受人に譲渡する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。

譲渡後も施設利用者、施設職員及びボランティアで季節野菜を耕作する予定です。なお、今回の申請は、第15番に記載があるように、農地法施行令第2条第1項第1号ハによって医療、社会福祉事業を行うことを目的として設立された医療法人等が当該目的に係る業務に必要なものに供する場合に相当するので下限面積はありません。

第16番は、岸の上、田、1筆、面積463㎡、譲受人は(3-3)さんです。

譲受人は現在7反ほどの農地を所有しており、現在は一部の土地においては、休耕しており管理状態となっています。今回は、その管理されている土地について、兄妹で共有されていましたが、今回、他県に居住していた兄妹の死亡分について、実際に管理を行っている譲受人に譲渡する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、隣地との境界も明確であることから、現状の管理状態を維持することなので、周辺への影響についてはないものと思われま

す。第17番は、中村松木、畑、5筆、面積2,175㎡、譲受人は(3-4)さんです。

譲受人は、現在3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が借入地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。譲受人は該当地を数年にわたり農機具等を所有し耕作しており、今後も、野菜を耕作する予定です。以上4件、いずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、14番及び15番は合田 有良委員から、16番は近藤 美喜男委員から、17番は池田 辰夫委員から、それぞれ報告をいただきます。
まず、合田委員お願いします。

合田委員

14番の当該土地は、もともと1反半ほどの田んぼでありました。宅地に転用された残地が当該土地として申請に上がっているということです。その土地の近くに譲受人の(3-1)さんの土地がありまして、その残地を得ることによって奥にある自分の土地への進入が非常によくなるということです。(3-1)さんは、この度、定年退職しまして今から本格的に営農をしていくと、今後も期待できると思います。特に問題はないと思います。次に、15番についてなのですが、この土地は(3-2)の前側にありまして、譲渡人は県外に在住しておりまして、こちらに帰ってきて農業をするということはありませんと、その土地の権利を譲ったという状況であります。手作業でリフレッシュ及びリハビリテーションをするにはうってつけの土地であろうというように思います。問題はないと思います。

藤田会長

ありがとうございました。次に近藤委員お願いします。

近藤委員

はい、ここの土地ですけど今回の対象の土地から5、60メートル北側に行ったところに同じような面積で489平米、575平米、277平米の田んぼをお持ちなのですが、ここは何回か雑草苦情がでたり、農業委員会のパトロールでも要注意ですね、というような形で記載をしたことがあります。今回申請のあるこの土地については、大きな草も生えたことがなく、こちらの方がまめに管理をされている状態なのですが、同じ持ち主になるということなのでちょっと要注意のところもあるのですが、現状の維持管理ができるのであれば問題ないのかと思います。やはり、自宅から離れているので息子さんがメインでやっているのですが、息子さんも50代後半で定年にもなっていない

いので当分の間は要注意かと思うところです。ただ、相続等で移管してということなのでこれは致し方ないかと思えます。

藤田会長
池田委員

ありがとうございました。次に池田委員お願いします。

はい、17番についてご報告させていただきます。6月20日に現況の確認に行ってきました。申請地は事務局からも説明がありましたように、既に借入地の3反のうち2反についてですが、これまで畑として耕作されて現在多くの野菜を作付けされておりました。農地はJR予讃線に隣接してあるところで、周辺一帯は田と畑でありまして、民家等の周辺農地に与える影響は見当たりません。現況を確認に行きました日に申請人の(3-4)さんと娘さん家族がその農地に来ておられまして、びわの収穫をしておられました。農業委員会ですかということで少し立ち話をしました。ご本人はもともと今治の方で実家が農業だったものですから、非常に農業には愛着があるんですと、新居浜でも野菜を作っていきたいというお気持ちがあるようでした。それに加えて、娘さんが非常に農業に意欲的でした。収穫した野菜で知人、友人と集まって食事をするということを楽しみにしているんです、というような話でした。申請農地利用の適正及び耕作者の取り組む姿勢等に関しましても特段問題はないと考えます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、14番及び17番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。10ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は6件です。11ページをご覧ください。

104番、大生院字喜来大谷、畑2筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、西条市10,233.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

105番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)167.98平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

106番、中西町、畑1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、建売住宅(1戸)53.66平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。12ページをお開きください。

107番、星原町、畑2筆、譲受人は、(4-4)さん外1名。内容は、自己住宅118.37平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

108番、吉岡町、畑2筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

109番、吉岡町、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、6件、104番から109番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等については認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、104番から109番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員さん。

渡邊委員

108番、109番の申請で譲受人の(4-5)さん、住所が大生院1830番地の1となっておりますが、2年前ほどこの土地は太陽光発電の目的で所有権移転があったと思うのですが、これ事務所になっておりますがこの辺は問題ないのでしょうか。

井上主任

ここは、事務所で転用が出ているところです。

渡邊委員

最初、議案には太陽光発電で出たと思うのですが。

井上主任

総会の後、来ていただいたら書類の方をお見せします。

渡邊委員

はい、お願いします。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。はい、横井委員さん。

横井委員

太陽光発電なのですが、2年前に農地転用で改良区がおろしたのですが、その時点であぜ道を両サイドに声をかけずに潰してしまったんですよ。潰された方が直してほしいと話をしたのですが、結局最後まで話にならず業者は岡山の業者で、先日、業者と所有者が来ていたらしいのですが、そういう面でうちの改良区で意見を言ったところでどうにもならない。分かってはいるのですが、農業委員会の方で何とかありませんか。1つ目は民民で裁判にもっていきました。次に取り掛かる時点で問題が出ているので、そういう業者が多い。多喜浜改良区は太陽光を賛成してくれないという業者も出てきました。この前も言ったように勝手に他人の土地をわが物のようにして売買しているのではないかという案件があるんですよ。そういったことを何とかこちらでも立会できないのでしょうか。

藤田会長

まずは、農業委員会としてそういう案件については転用許可をしないというように決めないと、改良区から出てくる分については意見書の同意がなくても申請できますので、皆さ

ん同意をもらって申請してくることが多いのですが、まったく同意がなかったら受付できないのかというと、そんなことはない、受付はできる。そうですね、井上主任。

井上主任

一応、改良区の意見がなくても受理はできるのですが、その際は改良区の意見がないという理由書を付けていただく形にはなりますけど。

藤田会長

それと、最終的にはここで転用の許可をしないと、期間を置いてもっと審議するというようになると止まりますけど、意見を言わずに黙って出すとそのまま送るようになりますよね。

横井委員

そしたら、うちの改良区で反対してもいいんですよね。

藤田会長

そうですね。意見書が出ても同意をしなくても、これはできないと言っても構いません。それを、不利益が被る、ここで会をしないと、例えばコロナでいろいろありますけど会ができないと、ひと月延期にしたことはそれはできる。申請ではないと不利益を被る、毎月1回やるということですからやらなくてはいけないのですけどね。でも、やった中でこれは許可にはできない、地域で問題が起きているからもう少し調査しなさいとか、ここで決めてくれたらできる。その為に、農地で会をして最終的には推進委員さんも意見を言えるのですが、それを議決する議決権は農業委員さん19名しかない。15名の方にはそれはないという事なんです。だけれども、いろんな事で皆さんと一緒になって地域のことから審議には加わって意見は言えると、議決権は農業委員さん19名にあると、その人達がもっと調査しなさいとか、もっと詳しく聞きなさいとか、最後には許可できないとなったら、また、申請書を出してくるんじゃないかと思います。

横井委員

今回、言っているのは3年前に判を押してしまったんですよ。

藤田会長

3年前に許可をしているので、それはそれで、今度は農地から宅地の方へ変わっていつているので、それで許可をしているので、その管轄の関係部署でいろいろしてもらわない

と、農業委員会はその時点で離れますからね。離れるから知らないという訳ではないですけど、関係が変わっていきますからね。一番最初に改良区に上がってくるので改良区できちりとやっておかなければならないと、改良区はそれくらいしかできない。意見書を同意しない。知り合いだろうが止めていかないと組織として、個人的なものではないですから。よくあるのですが農用地があって家を建てたいと、その時に農用地だったのだから他の土地に宅地があったら絶対に宅地を使わなくてはならない、こっちを適用除外できないのですから、ここを何とかしてくれと言っても決まりは営農意欲に燃えて農用地にしたのですから転用したい時には他のところにしてくださいと、今、改良区がいつている同意書だつて同意できないとってうちはこれしか出せないとしても、担当のところを持って行って理由などを書いてきてくださいと、それを出したらここは受付をすることはできますが、今度上がってきたときに皆さんで意見を出し合って農業委員会として決めていただかないと、抑止というのはそういうところで止めていかないといけないのではと。今、話題になっていますけどソーラー発電も今いっぱいあるから電力は、大丈夫といいますけど、この間経産省は火力発電所のCO₂の排出量が多いものは止めていかななくてはならない、例えば〇〇なんかでも、北側の発電所も古いものは止めないといけない、今度新しいLNGのガスでおこなう分はそれは少ないのでいろいろやっていくのですが、新居浜も●●だって何か所かあるのも止めていかないといけない。そうなった時に待つ間の電気を確保しなくてはいけない、代替エネルギーで保持をしなくてはいけない、今のところいっぱいなのですが、また、世の中変ってくる。節電をして頑張っても、家庭はできますけど、事業はなかなかできないですから、その辺のところでは発電力をもっと増やさなければならぬというようなことがおきてくるかもしれない。そうなってくると、代替エネルギーのソーラーパネルとか、風力発電とか、それから

火力とかと言われておりますけど、いずれにしてもソーラーパネルで、県の農業会議の常設審議会でもいわれるのですが、これに対して規制は抑止力の何かないのかといいますけど、国が経産省の方で代替エネルギーを確保しましょう、といわれて法律を決めてエネルギーのお金は皆さんの家庭の電力の1割強を払っているではないですか。片方ではやってください、農地法ではいろいろ制限はかけられないのですが、一般住民を巻き込んでいろいろなりますので、環境とかいろいろな事でというようなことも含めて、農業会議では農地法でしかできないけれども、いろんな関係機関に働きかけてもなかなか難しいというのが出席している委員の声なのですけれども、いずれにしても多喜浜土地改良区も困っている、他でも上部の方で多いとか、今度〇〇と合わせて大きな面積が出ていますから、これからでも減ることはないんですけど、申し込みをして売電料金はどんどん下がっていている。残っている枠があるから皆様頑張らせてされているのではと思うのですが、これから先ではもっと下がっていくかもしれないと、国が石炭火力を止めていくと石炭火力が一番安いですから、安いですけど周りに与える影響が大きいもので、国がもっと削減をしていかなければならないと経産大臣が言われていましたけど。今、横井委員さんも言われていましたが、最初の時に意見書のところで厳しくし、その次、我々農業委員会からできることは問題があるから待ってください、以前は通したけれども、今回は待ってほしいと、そうしないと抑止にはならないと思います。はい、合田委員。

合田委員

関連なんですけど、転用する場合は宅地とかではなく、太陽光の転用のときに図面を付けて申請が出てくると思うのですが、そのときに境界立会は、境界ははっきり立会ってますか、というような一言を農業委員会では言えないものなのですかね。

藤田会長

その辺については、農業委員会以前に土地改良区が転用が出た時にそれははっきりしなさいと、していない時には

調査士を入れてしなさいと、いうように言わないと。

合田委員

ところが、境界立会は必要ないと農地整備課も言っているわけですね。面積を出したり、測量をしたりするときは境界立会が必要なのですが、田んぼのありの姿の状態で転用をするにあたっては境界立会をする必要はありません。こういう考え方ですね。境界立会に必要なくなったときに、例えば畦畔の幅をどうするかとかを立会したときに言わないと。

藤田会長

境界の確定というか、分かっているときにはいいのですが、分かっているものが転用で上がってきたら土地改良区は境界がはっきりしてないときには出せませんと言えますから。

合田委員

水路がトラフだったらトラフの先端を境界と農地整備課はしているわけなのですね。

藤田会長

それは、分かりません。土地家屋調査士じゃないと農地整備課では分かりかねます。ただ、財産管理をするだけであって、我々、土地改良区は機能管理、維持管理でそのことについて隣人ともめていることについては調査士を入れて測ってこないと、そうじゃないと土地改良区の方ではできません。

合田委員

何が問題かという、水路、昔からの水路だったら畦畔があったわけですね。今はトラフとかコンクリートとかその先端を水路の境にしていると、したがって水路の境以外は農地に入る、農地に入ったらその先端からは所有権移転だったら所有権移転の範囲になるということになったら、昔は水番が通る道とか畦畔を掃除するための幅とかそういう管理幅というのはお願いしますというようにしか言えないわけですね。

藤田会長

境界については、昔は土ですからコンクリート以外に用水断面があってその横にのりが付くんですからね、これが以前のように土ではないですからコンクリートですから非常に薄くなると、そこで、ここが管理境界ですよと言わ

れてもそんなことはない、元々のを測ってしているわけではなく、役所は設計して内のり50センチメートルで外10センチメートル、10センチメートルで70センチメートルの幅でしょと言ってきますが70センチメートルならいいのですが、もっとあったかもしれない、その辺については調査士を入れて測らないといくら平成17年から国のものが新居浜市の公有財産になったからといって彼らが言ったからといっても通りませんから。お互いが認めなければはっきりとした境界にはならないわけですよ。調査士が入って初めて国の資格の人が入って、調査をおこなってここですとお互いが話をして決めたらそこになりますよというようになりますので。土地改良区が来たから、当事者が来たから、市の方が来たからといってもそこでは確定できない。だいたいお互いにこの辺にしとこうかという話ですから。

合田委員

管理幅を設けるのは、当然管理幅というのはあるはずなのですが、市の考え方というのは管理幅はあくまでも要望だと、水路を管理しなくてはいけないのでこれだけの幅は建物を建てないようにしてくださいというようなことしか言えないんですよ。これは、うちの土地改良区の水路の管理幅だというように主張できないんですよ。

藤田会長

それは、最初の時に土地改良区を利用する時にこれだけをしてほしい、向こうはそれでしないという土地改良事業に入れてくれないかもしれませんが、その時はその時で主張してください。

合田委員

境界立会が必要ないということになったら、そういったところの話し合いの場が出来ないわけなんですよ。

藤田会長

それはまた、担当課と話し合いをして下さい。

合田委員

土地改良区の境界立会をしましたか、ということを上がってきたときに農業委員会から一言いってくれたら。

藤田会長

土地改良区は転用の時にややこしい案件がいっぱいあったから、ややこしい案件については測量をしてきてく

ださい、境界を決めてきてください、そうでないと出しませんと、その時に調査士は仕事は増えるんですけど、移動する方にお金がかかりますよね、それはしょうがない、もめているからするんですからね。

合田委員

事業者は境界立会したりするのは嫌なんですよね。お金がかかるから。採算が合わないですからね。

藤田会長

採算が合う合わないは別にしても、そうじゃないとうちができませんとなったら事業者はその土地を取得するのを辞めなければならない。

合田委員

それは、間違いですというようなことを地元の改良区が言っても市の農地整備課はコンクリートの壁が境界ですと、管理幅は任意要望事項と。

藤田会長

それは、土地改良区と農地整備課とで話してください。他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

13ページをご覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

井上主任

議案第5号は、農地転用事業計画変更申請で、申請件数は1件です。14ページをお開きください。

1番、上原二丁目、宅地2筆、当初計画者は(5-1)さん、承継人は(5-2)さん。

変更内容は、承継及び事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

なお、変更申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な

過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等については認められものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。はい、合田委員。

合田委員

私が一番最初に質問をした、農業委員として図面が出た時に現地立会した図面ですかと言ってもらえないかという質問について、事務局の方からそういうことは言えないのでしょうか。

藤田会長

事務局は、それは農地法の受付ける際には申請の中には入ってないですからね。

井上主任

農地法上にないものをこちらが強制することはできないので、それをこちらで言うことはできないですね。

合田委員

ひといいませんかということなのですが。

藤田会長

それは、言えないです。以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時30分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、次に「令和2年度新居浜市農業委員会業務報告」に移ります。総会資料の1ページをお開きください。

令和2年4月から、本日までの業務について報告いたします。

まず、(1) 会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が、毎月開催されておりますが、4月、5月は、新型コロナウイルスによる感染予防のため、書面決議となり、6月は、30日に東京第一ホテルで開催され、私が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議いたしました。

また、6月5日には、令和2年度新嘗祭献穀粟の播種式に私が出席しました。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を、6月5日に開催いたしました。

次に、(2) 総会及び農政関係の開催状況、2ページには(3) 農地関係の開催状況を記載しておりますが、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、3ページのイの農地の権利移転・設定状況、4ページの、ウの農地の転用取扱状況につきましても、報告書のとおりですので、お目通しください。

次に、エの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明につきましては1件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、農地法適用除外証明0件、転用確認書交付証明12件、農業用施設証明8件、競売適格証明0件、その他諸証明9件でした。最後に、カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。

以上で農業委員会業務報告を終わります。

ただいままでの報告事項につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

御質問がないようですので、次にまいりたいと思います。「第23期新居浜市農業委員会親睦会会計の精算について」ですが、親睦会会計の精算及び監査報告がございます。事務局から説明いたさせます。

篠原主任 それでは、農業委員会親睦会規約第7条の規定により、第23期新居浜市農業委員会親睦会の会計につきまして、報告させていただきます。5ページをご覧ください。

 <親睦会会計について説明>

藤田会長 ありがとうございます。それでは、次に監査報告を曾我部会長代理お願いいたします。

曾我部会長代理 監査報告をいたします。監事を代表いたしまして、監査結果を御報告申し上げます。

 監事2人は、農業委員会事務局におきまして、平成29年7月から令和2年6月までにおける、当親睦会収支の状況を監査いたしました結果、いずれも正確かつ適正に事務処理がなされており、相違ないことを確認いたしましたので、御報告申し上げます。以上で監査報告を終わります。

藤田会長 ありがとうございます。それでは、この親睦会の精算に関しまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

 (「なし」の声あり)

藤田会長 御意見、御質問がないようでございますが、この会計報告を承認させていただいてよろしいですか。

 (「異議なし」の声あり)

藤田会長 御異議なしと認めます。よって監査報告については承認させていただきます。先ほど事務局から説明がありましたように、第23期農業委員会親睦会費につきましては、残金があります。

 そこで、提案ですが、今回も前回同様、第24期の親睦会に同程度の金額を繰り越し、残りの金額を委員に返還したいと思っております。還付金につきましては、委員の人数で按分して計算させていただきたいと思っておりますが、みなさん、いかがでしょうか。

 (「異議なし」の声あり)

藤田会長 それでは、第24期に繰り越す金額は、前期の繰越金と同程度、及び委員に返還する額につきましては、人数で按分す

るという方法で、その返還方法につきましては、事務局に一任したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長 それでは、事務局より返還方法について説明をお願いします。

篠原主任 それでは、残金の返還方法について、説明させていただきます。

<返還方法説明>

藤田会長 ありがとうございます。続きまして、「3年間を振り返って」でございます。最後の総会でございますので、この3年間の委員としての活動を振り返って感じたことを皆さんに一言ずつお願いしたいと思います。それでは、山下委員から順次お願いします。

山下委員 私は、3期農業委員をやらせていただきました。私が一番思っていることは、今まで地域内でいろいろと後継者づくりに働いてきたのですが、その後継者というのはなかなか見つかりにくくて、いろいろな問題もありますが、今後新しくなられる方にまた後継者づくりを十分されるように私の方からお願いしたいと思います。以上です。

小野(義)委員 2期務めたわけなのですが、成果はどうだったと聞かれたらなかなか成果が出てないなど、耕作放棄地とかその辺りを含めてしっかりやったつもりですけど、なかなか成果に繋がっていないということで、もう1期推進委員でやりますのでよろしくお願いします。

寺尾委員 思い起こせば、あっと言う間の3年でした。2期目の3年でしたがその間皆様にはいろいろお世話になりました。ありがとうございます。

横井委員 何にも分からないまんま3年が過ぎました。小言ばかり言ってしまったのですが、また、よろしくお願いします、頑張ります。

藤田(健)委員 同じく初めて農業委員をやらせていただきました。新居浜市の農業で今言われた後継者、もしくは農業で立ちいく、非

常に難しいと感じました。また、よろしく申し上げます。

矢野委員

2期6年務めて今回で1度縁が切れるのですが、6年間振り返ってみるとあっと言う間でした。無事に過ごせたのは皆さんや事務局のおかげだと思います。ありがとうございました。

藤田（幸）委員

通算2期やらせていただいたのですが、自分を評価したらマイナス点ではないだろうかと思うくらい、あまりパットしたことがなく反省しております。今後また部落に帰ったら、若い子がおりますので、次の農業委員をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

近藤委員

私も初めて農業委員についてなのですが、先程の質問のように以前にいたら恥ずかしい質問もしなくてよかったのですが、これは初めて農業委員になったせいでもあるんだと思います。何回かは口に出して皆様の耳にも入ったかもわかりませんが、農地調査等における台帳、これはもうちょっとめをつけていただいて同じ調査をしてもやりがいのある台帳に改善してほしいと思います。ちょっと、手を抜きすぎた感じで、我々も分からずに回っていかなくてはならない、相手に聞かれても答えも出来ないような台帳調査はちょっと、せっかくやるのにもったいないという気がいたしました。改善の方よろしく申し上げます。

小野（春）委員

2期やらせていただきまして、自分なりに頑張ったつもりなのですが、なかなか地域のために、皆さんのためになっているのかという疑問になります。今、問題にされております農地の放棄地、太陽光発電の設置も含めまして昔に比べて農地が激減しております。地元の人達のいろいろな要望も更に聞いてもらいまして、農業委員会の方へ提案等をさせていただいて地域へ貢献したいと思っております。どうもありがとうございました。

曾我部委員

私、角野の地区から選出をされて農業委員ということでやってきたのですが、皆さんご存知の通りJAの方で役員を現在やっております。その中で農政の関係を農業委員会とJ

Aということで絡んで一緒にやっていけたらということで私も頑張っけてやってきました。しかしながら、国の施策というのは、特に新居浜の地区とはかけ離れたところの話が出ております。この辺りをどういうように新居浜は新居浜独自でやっていけるか、農政と一緒にやっていきたいと、もちろん出来ては無いのですが、今から先頑張っけてやっていけたらと思います。

合田委員

どうもお世話になりました。3期9年務めて退任することになりました。私の願う事は農業委員会がもっと議論をして活発な委員会になることを本当に願っております。お世話になりました。ありがとうございました。

池田委員

3年を振り返りまして痛切に感じましたのは、やっぱり農業委員会の役割というのは農地に対する監視機能、それに尽きるのではないのかと思います。農地法制に対する協議、審議も大事な役割ですけれども、それ以上に地域の代表として地域の事情や問題をどれだけ理解できるか、その内容を委員会で協議にのせて議論する、その地域の代表として役割は、委員の一番大事な役割だということを痛感しました。ありがとうございました。

伊藤委員

3年間務めてきましたが、あまり成果があったという個人の意思はないのですが、やはり後継者がいないということで農地が荒れていく、そこら辺のマッチングをちょっとでもと置いてやっております。これからも3年間少しでも役にたてるようにがんばります。

渡邊委員

3年間お世話になりました。次もやりますのでよろしくお願ひします。

松本委員

3年間いろいろと学ばせていただきました。女性としての役割は何だろう、とそんなことばかり思いながら過ごしてきましたが、結局何にも協力もこれといった成果も出せなかったと思います。県の女性の農業委員の会にも何回か出席させていただきました。新居浜市と松山市だけが女性1人で、他の市町村は複数いらっしゃいますので、新居浜市にも複数女

性の農業委員を増やしていただいて相談などができるといいと思います。本当にありがとうございました。

山口委員

私も初めてなのですが、まず感じた事は新居浜市の農業については非常に小さいと、3反で私は私なりに農地の有効利用をどのようにしたらできるかと、皆さんの話を聞いたり、現場で農地を沢山持つてる方、少ない方いろいろな方に話を聞いたのですが、昔から言われている圃場整備とか集積化ですよね。やっぱり、大きくもっていても非常に広く積っているわけですよね。非常に耕地が悪いところなどを集積するなどをそんな条件整備を私も携わってみたいなど、今度また新規になりましたら、特に会長もこの間の議会で質問をしていましたけれども、農地整備の土地改良事業というのは国や県の補助金の中でも私達がやっていた大きな事業ですよね。こういうのも含めて維持管理事業はだいたい農道の生活用道路を舗装しなくてはいけないということで作ったものですかあの名目は、だけど、この間の議会の答弁は維持管理事業で検討しているという、そういう検討ではなく本来の土地改良事業を再度考えてみたいと思います。ありがとうございました。

久枝委員

2期6年させていただきました。今回で、引かせていただきます。ありがとうございました。私も後任を探すのに大生院地区7人をお願いをしにいき全部駄目で8人目にやっと引き受けてくれる方がいたと。これを考えますと、農業委員を探すのが大変な時代になってきたなど、確かに農業の後継者が大変だと、農業委員会での応募するのが大変だというのが最近の印象であります。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

西原委員

推進委員を3年間やらせていただきました。その中で思ったことは、推進委員はほとんど力がないのですが、これは1人でできるような問題ではないということです。特に思ったのはやっぱり改良区の中にもって行って改良区と農業委員会とタイアップして、先程から問題になっている太陽光発電

の問題点など、いろんな問題点を各改良区の方へ、そこで各部落の改良区がいろいろ検討したりすることによってもっともっといいものができるのではないかと考えました。どうも長い間ありがとうございました。

飯尾委員

私、今回新しく推進委員で3年間やらさせていただいたのですが、1年、2年目ですね、僕の場合大きく3地区をまとめて1人ということだったので、農業者が結構多いんですよ。全部で100人以上で、自分の地域であれば昔からおりますので農業をされている方がだいたい分かるのですが、他地区を3年間回ったのですが、なかなか家を探して行くのが苦労しました。行っても1回で終わらないところも沢山あったのですが、なかなか大変だということをつくづく思いました。おかげさまで、3年間なんとか無事に終わりました。どうも、長い間お世話になりました。

守谷委員

4期12年間ありがとうございました。皆さんについていくのが精一杯で大変申し訳なかったと、今後、放棄地になっている所がだいぶ増えてきているので、高齢化になってきているとは思いますが、また、農業委員会から放棄地にならないようなやり方を教えてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

實田委員

本日をもちまして推進委員を退任いたします。3年間お世話になりました。ありがとうございました。

真鍋委員

私は推進委員として1期務めさせていただきましたけど、1番大変だったのは農地台帳の確認に行って、自分の農地がどこにあるか、田も畑も行ったことがないというような人がおまして、本当に放棄地が多いなというのを感じました。引き続き推進委員を務めますのでよろしくお願いします。

田坂委員

3年間振り返ってみますと、反省することばかりでここにおられる皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。どうも、すみません。ただ、いろんな活動を通じてその地域とのコミュニケーションを取ることができましたし、皆さんの会議でのいろんな話を聞いて学習したことを、後1期続いて務める

ことになったので、それを活かしながら一生懸命やりたいと思いますので、ご指導よろしく申し上げます。

宇野委員

何も分からなく3年が過ぎました。この委員をしていて耕作放棄地が多いということだけが何とか分かりました。後3年引き続いてしますのでよろしく申し上げます。

高橋（眞）委員

1期3年間務めましたけれども、なかなか難しく何もできませんでした。また、来期も推進委員を務めますのでよろしく申し上げます。

井下委員

3年間ありがとうございました。続きまして第24期も3年よろしく申し上げます。

高橋（繁）委員

3期9年お世話になったのですが、この間とにかく農地が激減しました。私の地区で1町単位の公園ができたり、5反、6反の商業施設ができたり、宅地化が進んでとにかく農地が減りました。今は、家と家の間に農地があるような状況に変わってしまいました。それと後、今年が最後なのですが、コロナの影響で時間が止まったような感じでものすごく印象に残った1年になりました。

村上委員

あっという間の3年間でした。地域でのいろいろな問題があることも少しは分かってきました。また、3年間よろしく申し上げます。

岡部委員

あっという間の12年間でしたが、今後については個人的には優良農地が残ることに対して努力したいと思います。

岡田委員

私、川東地区の景観形成植物の班長をさせていただいたのですが、花が咲いた時に園児を招待して、報道陣がきて新聞やテレビとかで大々的に放送していただいて、これは大変景観形成植物に取り組む事業の目的としては有効な取り組みじゃないかと思いますので、以後もまた皆さんの協力を得ながら種植からして招待してまた景観形成植物を成功させたいと思います。以上です。

神野委員

私も1期ということで3年間で辞めることになっておりますが、農業を取り巻く環境が本当に厳しくなっております。ただ、地域、新居浜にあった活動ということで農業委員

会でもやっておりますが、一人一活動とかいうようなことでできることからコツコツやっていかないと、大きな形で一気に動くというのは厳しい中だと思っております。私も改良区それからJAの方で今後も農業の方については関わっていききたいというようなことで、今後またいろんな形でお世話になると思っておりますのでよろしく願いいたします。農業委員会の推進については1期ということだったのですが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

藤田会長

皆さん、いろいろとお話いただきましてありがとうございました。いずれにいたしましても、冒頭で申し上げましたように第23期この3年間皆様方にお世話になりまして、7月19日をもって第23期の任期を満了するというごさいます。今までの中で今期で勇退される方、また、引き続いてされる方、いずれにしてもこの新居浜農業を守って行く、その中でいろいろ相談を受けたりする立場にあるのは皆様方のごさいますので、いろいろ皆様方が言われた中のことを、少しでも今までよりいいように、よく言われる新居浜農地もいろいろあるのですが、守らなくてはいけない農地と、そうではないことは全てを我々が担えることではごさいますのでそういった中で、また、それぞれ農地の台帳調査をしたり、地域の方に声掛けをしていっていただきたいし、今度、調査の中で個人の所有がなかなか分かってないという方もおいでますので、そういったことについても、改良区であったり農業委員会の農地台帳だったり、そしてまた、資産税課の台帳ということについて、個人で動かなくてはいけないのですが、改良区だったらいろいろ教えてくれますし、農業員会に来て相談を受けられますので、そういった事で地域の方のお手伝いというか、人の為にもご尽力いただきたいと思います。最後にコロナでこういうことになりましていろんな活動も懇親会も先進地視察研修もできなかったということでごさいますので、7月20日から第24期が始まるわけですけど、第24期になってはある程度になると、寒くなってくる

と日本の中でコロナが終息になっていけたらありがたいのですが、なかなかウイルスでどこにいるのか分からない、まだまだ厳しいことが続くと思いますけど、そういった中でこれからも引き続いて第24期、農業委員会の活動はずっと続きますので引退されても新居浜農業の維持発展のためにご尽力をいただけますようお願いを申し上げまして第40回新居浜市農業総会を閉会いたします。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員